

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	放課後子どもひろば事業運営業務の委託について
--------	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部子ども総合センター児童館運営係）

事業の概要

事業名	放課後子どもひろば事業運営業務																
担当課	子ども総合センター																
目的	区立小学校等の施設を活用して、区内の子ども達が放課後に自由に集い、遊び及び考えることができる場を提供し、子ども達の身体能力、コミュニケーション能力及び学ぶ意欲を育む。																
対象者	1 下記2及び3以外の区立小学校 ① 在籍する児童 ② 他の小学校に在籍する児童のうち、区長が特に必要と認めた児童 2 落合第四小学校 ① 上記1①及び②に該当する児童 ② 上記①のほか、学童クラブ利用要件を満たす児童 3 新宿養護学校 ① 在籍する児童及び生徒 ② 上記①のほか、区内の重度心身障害児童																
事業内容	<p>文部科学省及び厚生労働省との連携による「放課後子どもプラン」の創設（平成19年度）を受け、区内の子ども達が放課後に自由に集い、遊び及び考えることができる場を提供する事業として、平成20年4月より「放課後子どもひろば事業」を本格的に実施し、現在も継続している（平成19年第7回本審議会了承事項）。</p> <p>平成26年度以降は、当該事業の実施場所に新宿養護学校を加えるとともに、落合第四小学校において当該事業の実施内容に「学童クラブ機能付き事業」を加えることとする。</p> <p>【実施内容等】</p> <p>1 事業運営者（委託先）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 35%;">1 2及び3以外の小学校</td> <td style="width: 35%;">2 ※記載の小学校</td> <td style="width: 20%;">3 新宿養護学校</td> </tr> <tr> <td>受託者</td> <td>新宿未創造財団</td> <td>学童クラブ受託業者</td> <td>NPO 法人ひまわり Project Team</td> </tr> </table> <p>※ 戸山小学校、富久小学校、四谷第六小学校、東戸山小学校、西新宿小学校、落合第一小学校、大久保小学校、戸塚第三小学校</p> <p>2 従事者 ① 管理責任者1名、遊び支援者3名、学び支援者1名 ② 地域ボランティア（個人情報の取扱いなし）</p> <p>3 実施内容 ① 遊び支援 [平成20年度より] 子ども達の遊びの指導などを支援する。 ② 学び支援 [平成20年度より] 宿題等の学習を支援する。 ③ 学童クラブ機能付き事業 [平成26年度より] 上記2②の対象者に対し、落合第四小学校において学童クラブ事業に準じた事業を実施する。</p> <p>【具体例】 入室・退室の管理、希望者へのおやつ提供、保護者との情報共有等</p> <p>4 実施時間 月曜日から金曜日まで 放課後（学校休業日：午前10時）から午後6時（最長）までを原則とする。 ※ 落合第四小学校においては、午前8時から午後7時まで なお、午前8時から午前10時まで及び午後5時30分から午後7時までは「学童クラブ機能付き事業」のみ実施する。</p> <p>5 実施施設等 活動室兼事務室、学習室（図書室等）、校庭、体育館等</p> <p>6 連絡会の設置 上記4の実施内容等について連絡調整するため、対象小学校等に「放課後子どもひろば連絡会」を設置する。</p> <p>【実績等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th style="width: 20%;">時期</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>区立小学校6校をモデル校として実施し、事業内容を検証（以降毎年度各6校において順次開始）</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>すべての区立小学校（29校）において実施</td> </tr> </table> <p>※ 平成25年度利用実績（登録数） 全校 5, 206名 各校平均 約180名 平成26年度見込み数 ① 学童クラブ機能付き事業 約20名 ② 新宿養護学校 約30名</p>				1 2及び3以外の小学校	2 ※記載の小学校	3 新宿養護学校	受託者	新宿未創造財団	学童クラブ受託業者	NPO 法人ひまわり Project Team	時期	内容	平成19年度	区立小学校6校をモデル校として実施し、事業内容を検証（以降毎年度各6校において順次開始）	平成23年度	すべての区立小学校（29校）において実施
	1 2及び3以外の小学校	2 ※記載の小学校	3 新宿養護学校														
受託者	新宿未創造財団	学童クラブ受託業者	NPO 法人ひまわり Project Team														
時期	内容																
平成19年度	区立小学校6校をモデル校として実施し、事業内容を検証（以降毎年度各6校において順次開始）																
平成23年度	すべての区立小学校（29校）において実施																

件名 放課後子どもひろば事業運営業務の委託について

保有課(担当課)	子ども総合センター	
登録業務の名称	放課後子どもひろば事業運営業務	
委託先	1 下記2及び3以外の区立小学校 新宿未来創造財団	
	2 次に掲げる小学校 右欄の学童クラブ受託事業者	
	戸山小学校、四谷第六小学校、東戸山小学校、落合第一小学校、大久保小学校	テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社
	富久小学校	NPO 法人ワーカーズユープ
	西新宿小学校	株式会社日本デイケアセンター
	戸塚第三小学校	株式会社サクセスアカデミー
	3 新宿養護学校 NPO 法人ひまわり Project Team	
委託に伴い事業者処理させる情報項目	<p>1 現行事業(遊び支援及び学び支援)</p> <p>【登録児童に係る情報項目】 氏名、生年月日、性別、学校名、学年、連絡事項、各学校から自宅までの通学路を示す略図</p> <p>【上記登録児童の保護者に係る情報項目】 氏名、住所、児童との続柄、電話番号、勤務先(名称及び電話番号)</p> <p>2 落合第四小学校における新規事業(学童クラブ機能付き事業)</p> <p>【登録児童に係る情報項目】 上記1登録児童に係る情報項目、卒園した保育園又は幼稚園の名称、保育年数、連絡事項(健康状態、発育状況等)、かかりつけ医療機関の名称</p> <p>【上記登録児童の保護者に係る情報項目】 上記1保護者に係る情報項目</p> <p>【上記登録児童の同居家族に係る情報項目】 氏名、保護者との続柄、年齢、電話番号、勤務している場合の勤務先、在学している場合の学校名、帰宅時間</p> <p>【上記登録児童の災害時引取り代理人に係る情報項目】 氏名、保護者との続柄、連絡先(名称及び電話番号)</p> <p>3 新宿養護学校における現行事業(遊び支援及び学び支援)</p> <p>【登録児童に係る情報項目】 上記1登録児童に係る情報項目、医療的ケア情報(内容、実施理由)、健康状態、医療機関の名称、主治医の氏名</p> <p>【上記登録児童の保護者に係る情報項目】 上記1保護者に係る情報項目</p>	

処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	<p>1 落合第四小学校 新規事業(学童クラブ機能付き事業)を現行事業(遊び支援及び学び支援)と一体的に業務委託することにより、より効率的に事業運営することができる。</p> <p>2 新宿養護学校 上記委託先は、対象児童及び生徒の日常の状況に精通する者(特別支援学校元校長、保護者)及び重症心身障害児の医療的管理に精通する看護師等を構成員とするNPO 法人であり、当該学校における事業を適切に行うことができる。</p>
委託の内容	<p>1 現行事業(遊び支援及び学び支援)</p> <p>① 「子ども達の遊びの指導」、「宿題の学習」等支援の実施</p> <p>② 学校、地域及び区との調整</p> <p>③ 保護者等への緊急時の連絡等</p> <p>2 落合第四小学校における新規事業(学童クラブ機能付き事業)</p> <p>① 入室・退室の管理</p> <p>② 希望者へのおやつを提供</p> <p>③ 保護者との情報共有等</p>
委託の開始時期及び期限	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</p> <p>2 書類の保管状況について、毎月、委託先からの報告等に基づき確認する。</p> <p>3 業務終了後、区が送付した申請書類等については、すべて区に返却させ、区が廃棄処分する。</p>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p>1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定し、区に報告する。</p> <p>2 区が送付した申請書類等は、登録順に整理してフォルダに綴じ、キャビネットに保管する。また、必要時以外、キャビネットは、常時施錠し、管理責任者が、直接、鍵を管理する。</p> <p>3 書類の保管状況について、毎月、区に報告する。</p> <p>4 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際してはパスワードを入力するよう設定させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。